

川の国応援団美化活動団体実施細目

(目的)

第1条 この細目は、埼玉県川の国応援団登録団体支援実施要領（以下「実施要領」という。）第2条第3号に基づき、県が管理する一級河川（以下「県管理河川」という。）において、ボランティアで美化活動（以下「活動」という。）を行う自治会や愛護団体等（以下「団体」という。）を美化活動団体として登録し、その活動を支援するために必要な事項を定めることを目的とする。

(美化活動団体の要件)

第2条 美化活動団体として登録できるのは、次の各号の要件を全て満たす団体とする。

- (1) 県内に居住する5人以上の県民によって構成される団体
- (2) 県管理河川の概ね100m以上の区間において活動を実施する団体
- (3) 川の国応援団に登録し、第5条の協定を締結した団体

(手続)

第3条 団体は、美化活動団体として登録しようとするときは、環境部水環境課、県土整備部河川環境課、環境管理事務所又は県土整備事務所のいずれかに川の国応援団登録申込書の全ての項目について記載したものを提出するものとする。

2 団体は、登録申込書を提出する際、当該年度の活動実施計画書（様式1）及び参加者名簿（様式2）を併せて提出するものとする。また、活動時に肩掛け式草刈り機を使用する団体は、肩掛け式草刈り機の使用予定者名簿（様式3）を提出するものとする。

3 団体が活動しようとする県管理河川を管轄する県土整備事務所長は、登録申込書が提出されたときは、団体が活動をしようとする区間の存する市町村長の意見を聞くものとする。

(手続の特例)

第4条 構成員が毎年変更する団体は、参加者名簿の提出を省略することができる。

(協定書の締結)

第5条 団体、市町村長及び県土整備事務所長との間で、活動に関しての

協定（様式４）を締結するものとする。

（実施計画書及び実施報告書）

第６条 美化活動団体は、翌年も継続して活動しようとするときは、毎年２月２０日までに、翌年度の実施計画書を県に提出するものとする。また、活動時に肩掛け式草刈り機を使用する団体は、翌年度の肩掛け式草刈り機の使用予定者名簿（様式３）を併せて提出するものとする。

２ 美化活動団体は、毎年４月末までに、前年度の実施報告書（様式１）を県に提出するものとする。

３ 県は、美化活動団体から提出された実施計画書又は実施報告書の写しを速やかに関係する市町村長に送付するものとする。

（美化活動団体の活動）

第７条 美化活動団体は、対象区間において活動を行うものとする。

２ 美化活動団体は、活動中にチラシの配布やイベント開催の広報など、他の目的を持った活動をしてはならない。

（市町村の支援）

第８条 市町村長は、美化活動団体の活動によって集められたごみの処分を行うものとする。

（県の支援）

第９条 県は、美化活動団体に対して、実施要領第５条第１項に定める支援を行うほか、予算の範囲内で活動に必要な軍手、ごみ袋等の消耗品を支給する。

２ 県は、活動参加者が活動中にけが等をした場合に対処するため、保険の加入手続を行うものとする。

（表示板の設置）

第１０条 １年以上継続して活動し、かつ、その後も継続して活動を行うことが見込まれる場合には、別に定める規程に従い、団体名や活動範囲を示した表示板を設置することができるものとする。

（事故報告）

第１１条 美化活動団体は、活動中の参加者に事故等が起きたときは、直ちに県に連絡するとともに、速やかに事故発生報告書（様式５）を提出するものとする。

（助言）

第１２条 県は、市町村長と連携して、美化活動団体の活動に対して必要な

助言ができるものとする。

(登録の取消し)

第 13 条 県は、美化活動団体が登録辞退届(様式 6)を提出したとき、又は関係法令に違反する行為をしたとき、若しくは第 1 条の目的にふさわしくない行為があったときは、市町村長の意見を聞いた上で、美化活動団体としての登録を取り消すとともに、協定を解除できるものとする。

(その他)

第 14 条 この細目に定めのない事項等については、団体、市町村長及び県が協議して決定する。

附 則

この細目は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この細目は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(様式 1)

年度 美化活動団体活動実施 計画 報告 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

美化活動団体 所在地
名 称
代表者 住 所
氏 名
電 話

川の国応援団美化活動団体実施細目第 3 条又は第 6 条に基づき、次の
とおり計画（報告）書を提出します。

河川名

活動(予定)年月日	活動(予定)箇所	延長	活動内容(時～時)	参加(予定)人数

活動(予定)年月日	活動(予定)箇所	延長	活動内容(時～時)	参加(予定)人数

※1 実施計画書には、4月から翌年3月までの計画を記入し、2月20日までに提出してください。（3月以降に登録した美化活動団体は、登録日以降の計画を記入してください。）

また、肩掛け式草刈り機の使用を予定する場合は、活動内容欄に「草刈り機使用」と記入した上で、参加（予定）人数欄に草刈り機使用者数を記載してください。

※2 実施報告書は4月末までに提出してください。

(様式 2)

美化活動団体参加者名簿

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

美化活動団体 所在地
名 称
代表者 住 所
氏 名
電 話

川の国応援団美化活動団体実施細目第 3 条に基づき、次のとおり参加者名簿を提出します。

番号	氏 名	住 所	備 考
			(代表者)

※ 欄が足りないときは、コピーをして記入してください。

※ この名簿は、実際に美化活動団体として活動に参加する方のみ記入してください。

(様式3)

年度 肩掛け式草刈り機の使用予定者名簿

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

美化活動団体 所在地

名 称

代表者 住 所

氏 名

電 話

川の国応援団美化活動団体実施細目第3条に基づき、次のとおり肩掛け式草刈り機の使用予定者名簿を提出します。

番号	氏 名	住 所	備 考

※ 美化活動団体活動時に、肩掛け式草刈り機の使用予定のある会員を全員、記入してください。

(様式4)

美化活動団体の実施に関する協定書

〇〇団体（以下「美化活動団体」という。）、〇〇市（町・村）長及び埼玉県〇〇県土整備事務所長（以下「所長」という。）は、川の国応援団美化活動団体実施細目第5条の規定により河川の美化活動に関する協定を次のとおり締結する。

（対象区間）

第1条 この協定に基づく対象区間は、次のとおりとする。

河川名 一級河川 〇〇川（水面を除く）

区間 〇〇市（町・村）大字〇〇地内 約〇〇m

（美化活動団体の役割）

第2条 美化活動団体は、対象区間において、清掃などの活動を行うものとする。

（市町村長及び所長の役割）

第3条 市町村長及び所長は、美化活動団体の活動について、綿密な連携を持ち、積極的に協力するものとする。

（作業の安全、事故等）

第4条 美化活動団体は、第2条の活動を行うに当たっては、法令を守り、自己の責任と判断において活動を行い、けが等をしないよう安全管理に十分注意をするものとする。

2 活動中の事故に対して〇〇市（町・村）及び県はその責任を負わない。県は、活動中の事故に対応するため、保険の加入手続を行う。

3 美化活動団体は、活動中に事故等が起こったときは、直ちに所長に連絡するとともに、県に対し速やかに報告書を提出するものとする。

（活動に伴うごみ等の処分）

第5条 美化活動団体は、第2条の活動によって回収したごみ等は、市（町・村）長の定める分別方法及び回収方法により、適正に処分するものと

する。

（市町村の協力）

第6条 市（町・村）長は、美化活動団体の回収したごみ等の処分等に協力するものとする。

（協定の解除）

第7条 所長は、美化活動団体が登録の辞退を申し出たとき、美化活動団体が施設管理に関する法令・条例に違反したとき、美化活動団体がこの協定書を遵守しないと認められたとき、その他美化活動団体としてふさわしくないと認められたときは、市町村長の意見を聞いた上で、美化活動団体としての登録を取り消すとともに、協定を解除できるものとする。

（疑義の解決）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、美化活動団体、市（町・村）長及び所長が協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、美化活動団体、市町村長、所長が記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

美化活動団体 所在地

名称

代表者名

印

所在地

〇〇市(町・村)長

印

所在地

埼玉県〇〇県土整備事務所長

印

(様式5)

事 故 発 生 報 告 書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

美化活動団体 所在地
名 称
代表者 住 所
氏 名
電 話

下記のとおり事故が発生したので報告します。

記

- 1 該当者 住所 電話
氏名 年齢
- 2 事故発生日時 年 月 日 午(前・後) 時 分
- 3 事故発生場所 川(左・右)岸 地内
- 4 事故の原因、状況など

(様式6)

美化活動団体登録辞退届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

美化活動団体	所在地
	名 称
代表者	住 所
	氏 名
	電 話

川の国応援団美化活動団体実施細目に基づく登録を辞退したいので、届けます。

1 登録を辞退したい箇所

河川名 川

活動箇所

2 辞退の理由